

課長	課長補佐	係長	記録

【所属名：文化振興課】

【会議名：第5回糸魚川市文化財保護審議会】

■開示

一部開示（理由：条例第 条第 号該当）

不開示

時限不開示（開示： 年 月 日）

## 会 議 録

作成日 令和3年2月8日

日	令和3年2月5日	時間	13:30 ~ 15:00	場所	市役所庁舎 203・204 会議室
内 容	1 あいさつ 2 報 告（公開） (1) 令和2年度事業報告について (2) 令和3年度事業計画について (3) 谷根川の大釜（ポットホール）について (4) 市文化財保存活用地域計画ほか策定委員会の設置について (5) 令和3・4年度文化財保護審議委員の任用について (6) その他				
出席者	<b>【出席者】</b> 7人 吉田会長、井伊副会長、池亀委員、小掠委員、倉又委員、佐藤委員、室川委員 <b>【欠席者】</b> 2人 五十嵐委員、吉倉委員 <b>【事務局】</b> 7人 井川教育長 文化振興課 伊藤課長、竹之内館長、伊藤課長補佐、山岸学芸専門員、小池主事(学芸員)、青木主査				
	傍聴者定員		-人	傍聴者数	0人

### 会議要旨

1 開会あいさつ（13:30）

【会 長】報告中心の任期中最後の審議会となる。

【教育長】先月、豪雪により災害救助法が適用となったが、文化財では、国指定重要文化財の能生白山神社本殿の屋根一部に毀損が生じた。

2 報 告

(1) 令和2年度事業報告について

【事務局】①文化財保護審議会、②埋蔵文化財の調査、③天然記念物カモシカ斃死状況、④文化財の保存・活用、⑤文化財施設入館者数（令和3年1月末日現在）、⑥実施事業（今後予定も含む）について、別紙資料により説明。

文化財保護審議会については、例年3回程度の開催であるが、「山之坊コスモクロア輝石露頭」の文化財市指定関連により、本年度は5回開催となった。また、新型コロナウイルス感染防止により、長者ヶ原遺跡発掘調査整理指導委員会、文化財施設入館者数、講座・講演件数は例年より減となっている。

実施事業の文化財指定では、2月に国天然記念物の指定予定である「糸魚川市根知の糸魚川－静岡構造線」について、経過や概要など別紙詳細資料により説明。

【委員】「糸魚川市根知の糸魚川－静岡構造線」について、どれくらいの範囲か。

【事務局】東西に幅40～50m、高さ10mとなっている。

【委員】「糸魚川市根知の糸魚川－静岡構造線」についての資料で、糸魚川市の国指定天然記念物（特別天然記念物含む）は10件となっているが、確認されたい。

【事務局】内訳10件を説明。今回「糸魚川市根知の糸魚川－静岡構造線」が指定されると11件となる。

【委員】実施事業の出前講座について、どのような内容の講座なのか。

【事務局】出前講座は、市民から依頼があれば市職員が講師として出向して対応する。今回は、糸魚川高等学校から依頼があり当課職員を高校へ派遣して実施したもの。授業の一貫で一般社会として連続した4回の講座。3年生で就職を予定している生徒を対象とした社会勉強の1つとして、4年程前から毎年実施されている。

## (2) 令和3年度事業計画について

【事務局】新規事業と主要事業について、別紙資料により説明。

【委員】質問等なし。

## (3) 谷根川の大釜（ポットホール）について

【事務局】令和2年7月、NPO まちづくりサポーターズから情報提供があり、NPO まちづくりサポーターズと地元住民の渡辺氏（地域観光資源活性化研究会）から天然記念物の文化財指定の要望があったもの。別紙資料を参考に説明。「大釜」とは地元がつけたニックネーム。「ポットホール」は「甌穴」を意味する。大きいものは珍しい。

【委員】谷根川の側だが、今後洪水や大水で破壊される心配はないのか。万一その中に人がいて事故になる可能性はないか。

【事務局】川は増水すると古い大釜に流れ込んでくる。増水すると中には入れない。自然の水流で土砂を廃土して現れる。

【委員】今後、天然記念物の指定を考えているのか。

【事務局】要望を受け、市としても調査を始めている。今後、令和3年度に糸魚川市文化財保護審議会にて現地視察して意見をいただき方向性を検討したい。また、指定するとなれば、大釜単体としてか、ポットホール群（大小かなりあるので）としてかも併せて検討が必要。

## (4) 市文化財保存活用地域計画ほか策定委員会の設置について

【事務局】文化財保存活用地域計画とは、作成の流れ、策定委員会の設置など別紙資料により説明。前回（平成23・24年度）、糸魚川市文化財保護審議会から策定委員として3名協力いただいているので、今回も、今後会長と相談して策定委員をお願いしたい。

【委員】前回のものでは、新しい文化庁の活用計画で欠けているもの（災害や未指定の関係など）があるので、国の計画に沿った新しいものを策定するということだが、策定を行うにあたって、具体的なメリットを教えてください。策定は義務なのか。

【事務局】メリットとしては、国（県経由）で行っている現状変更申請等の許可が、国・県を通さ

ず市でできる。また、市で文化財の管理団体を指定することもできると聞いている。義務ではないが、計画があるところが優先されるという暗黙のルールもある。県内では取り掛かり始めたところもあるが、まだ認定を受けたところはない。全国で23か所認定されている。

【委員】前回の活用計画で、文化財センターの計画を行ったが実際実行されていない。市としてどれくらい本気なのか、どのような考えか。

【事務局】文化財センターについては、文化財保護法の改正があり、保留した経過がある。ハード面ではなく、地域の連携や未指定の文化財も含め総合的に考えたソフト面を主として文化財活用計画をしっかりと考えて策定する必要がある。

【委員】前回の策定のものは無しとしてゼロからなのか、それともベースとするのか。

【事務局】基本ベースとして、前回より7～8年経過しているので修正するところは直し、活用を主として更に発展したものを、と考えている。

【委員】実際活用できるような方向にしっかりとっていく必要がある。策定しただけでは意味がない。再度になるが、具体的なメリットの提示をお願いしたい。

【事務局】しっかりと実行できる保存活用計画を策定する必要があるので、示して対応したい。

#### (5) 令和3・4年度文化財保護審議委員の任用について

【事務局】平成31年度から令和2年度まで2年間の任用期間が終わるが、令和3・4年度も継続して委員をお願いしたい。2週間ほど考慮いただき返答をお願いしたい。

#### (6) その他

【事務局】この度の大雪により、国指定重要文化財である能生白山神社本殿屋根が毀損したため、文化庁へ毀損届出書を提出した。別紙追加資料により説明。現在応急復旧しており、雨漏りはしていない状態である。今後雪解け後4月以降に、専門業者から見てもらい修理費用の見積りをお願いする。130万ほどであれば、補助率50～80%の国県補助事業が対象となると思われる。130万以上であれば、国県災害復旧の対象となるのではないかとと思われる。国県の指導の下、復旧修理したい。

【委員】昨年末、県文化財パトロールで、県指定名勝「親不知子不知」(風波周辺)へ行った。ゴミや廃棄物があったため、県へ報告した。県指定名勝として残しておくのが良いのか検討してほしい。

【事務局】県より連絡があり承知している。春先雪解け後に確認するというので県へ報告している。ゴミは海の漂着物と考えられるが、上から捨てる人もいるようだ。観光協会が年1回清掃をしている。今後も状況確認が必要。将来的な活用も考えていかなければならない。県と相談していきたい。

### 3 閉会 (15:00)

【副会長】2年間ご協力いただき感謝申し上げます。

【事務局】新年度第1回は、令和3年5月連休明けを予定しているのでお願いしたい。